

第3回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会会議要録

県民文化部次世代サポート課

日時：平成27年5月8日(金) 14:00～16:50 場所：長野県庁議会棟405号会議室

1 「子どもを性被害から守るための条例」の目的、構成等について

(1) 条例の目的と構成例

- ・条例の構成については事務局案を了承。
- ・子ども支援条例のように前文を置くよう検討する。
- ・目的については、子どもの成長発達の支援を盛りこむこと、子どもを守るため、何が規制の対象となるか、何を守るかが分かるようにする。
- ・子どもの範囲（保護の対象）は18歳未満とすること、罰則の適用は対象外とする。
- ・予防教育と被害者支援に関する施策の実効性を担保するための条項を盛り。

(2) 保護法益

- ・保護法益については、子どもを性被害から守るための条例であり、第一次的には子どもの個人的法益の保護であり、子どもの成長発達権を害する行為規制、大人の責務があるという社会秩序の維持という社会的法益も二次的に出てくる。
- ・性的自己決定ができるよう成長していくのを害する行為から守ることが法益である。

(3) 「性被害」の定義

- ・「性被害」は、刑法上の性犯罪だけでなく、性的な乱用行為も含まれる。
- ・幅広い被害者支援につなげられるよう性被害の定義は広くする。

2 いわゆる「淫行禁止規定」について

(1) 淫行規定の構成要件の規定の仕方（書きぶり）

- ・乱用防止を図るため、構成要件の明確化を図る必要がある。
- ・記載方法としては、最高裁判例の「威迫し、欺罔し又は困惑させる・・・」、「単に自己の性的欲望を満足させる・・・」の両方を合わせたものでなく、具体例を列挙して記載するのが良い。
- ・「みだら性」のような記載は避けたい。大阪府や山口県条例を参考にして検討する。

(2) 周辺行為（させる行為、教え、見せる行為、場所の提供）

- ・合わせて検討していく。

(3) 親告罪とするか非親告罪とするか

- ・保護法益は、他県と異なり、第一次的には、個人的保護法益であるが、非親告罪としたい。
- ・被害児童が、告訴の意味を理解できないこともある。また、保護者の処罰感情で、条例が運用されることで、子どもの気持ちが置いていかれないようにしなければならない。

3 深夜外出の制限について

- ・深夜営業者の義務、営業施設への立入制限については、あくまで青少年育成条例の範疇であり、現在検討をしている性被害に特化した条例とは違い、本検討からは外す。
- ・連れ出し行為について、未然防止というメリットがあるほか、深夜、子どもを外出させてはいけないということを明らかにすることによって補導しやすい環境が生まれる。
- ・他県でも、連れ出しの検挙者が青少年育成条例違反中50%を占めている。
- ・保護者の責任の明確化は明文化して問題なし。
- ・連れ出し等には、罰則があった方が抑止効果は高く、罰金30万円程度で問題ない。

(終)